

意見書案第 33 号




「手話言語法」の制定を求める意見書

上記、議案書を別紙のとおり提出いたします。


平成26年6月26日

栗 東 市 議 会
議長 高 野 正 勝 様


提出者 栗東市議会議員

櫻井浩司 

賛成者 栗東市議会議員

中村昌司 

林 史代 

大田 浩美 

上田 忠博 

「手話言語法」の制定を求める意見書（案）

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使う人たちにとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

平成 18 年 12 月に国連総会において採択された障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記され、平成 21 年に政府は内閣府に障がい者制度改革推進本部を設置し、「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた国内法の整備を進めている。

また、平成 23 年 8 月に改正された「障害者基本法」第 3 条には、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、手話は言語に含まれることが明記されたところである。

さらに、同法第 22 条では、国・地方公共団体に対して、障がい者の意思疎通のための情報確保の施策を義務付けていることから、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することの環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要である。

よって、本市議会は、上記の内容を踏まえた「手話言語法（仮称）」を制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 26 年 6 月 26 日

栗東市議会議員 高野 正勝

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛

総務大臣

厚生労働大臣

内閣官房長官